

福岡県公報

平成二十三年二月二十三日
第三千二百二十二号
増刊 ①

目次

訓 令(第二号)

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

令 (生活安全課) …………… 一

訓 令

福岡県訓令第二号

本 庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年二月二十三日

福岡県知事 麻 生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県交通安全対策会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十五年十二月福岡県訓令第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条の表総務部の項中「私学学事振興局私学振興課長」を「消防防災課長、私学学事振興局私学振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。